

最大補助額

60万円

小千谷市は 新婚夫婦のみなさんの 新生活をサポートします。

令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻した夫婦の、新生活のスタートアップ費用を補助します。

■ 対象世帯

- * 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- * 夫婦の合計所得が500万円未満であること（奨学金を返済している場合は合計所得額から控除します）
- * 夫婦ともに小千谷市に住民票があること
- * 市税等の滞納がないこと
- * 5年以上継続して小千谷市内に居住する意思があること

■ 補助額

夫婦ともに**29歳以下**の場合：最大**60万円** 夫婦ともに**39歳以下**の場合：最大**30万円**

■ 対象となる経費

令和6年4月1日～令和7年3月31日に支払った次の費用

1 住宅取得費

市内の住宅を取得するために要した費用
※土地の購入費は対象となりません。

2 住宅賃借費

市内住宅を賃借するために要した次の費用
賃料 / 敷金 / 礼金 / 共益費 / 仲介手数料

3 リフォーム費

市内の住宅を改修するために要した費用
※倉庫・車庫・門・フェンス・植栽等の外構に係る工事は対象となりません。

4 引越費用

市内の住宅に引越しをするために、引越業者または運送業者に支払った費用

詳細についてはまずはお相談ください！

本件に関するお問合せ

小千谷市 商工振興課 U・Iターン支援室
〒947-8501 新潟県小千谷市城内2-7-5

電話：0258-83-3556
E-mail：ui-turn@city.ojiya.niigata.jp